

議案第 6 3 号

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(所掌事務)

第3条 史跡公園においては、次に掲げる事務を行う。

- (1) 史跡公園の維持管理、調査研究及び整備に関すること。
- (2) 史跡公園の普及啓発及び情報発信に関すること。
- (3) 史跡公園関係職員その他関係者の研修に関すること。
- (4) 妻木晩田遺跡の管理団体（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条の規定による指定を受けた団体をいう。以下「管理団体」という。）として行う管理及び復旧に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか史跡公園の保存及び活用を図るために必要な事項に関すること。

(職員)

第4条 略

(指定管理者による管理)

第5条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以

(職員)

第3条 略

下「指定管理者」という。)に史跡公園に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 史跡公園の維持管理（教育委員会が別に定めるものを除く。）に関する業務

(2) 第3条に規定する事務（前号に掲げる事務を除く。）を補助する業務

(3) 第11条の規定による使用料の徴収に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、史跡公園の管理に関する業務のうち教育委員会が別に定めるもの

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(指定管理者の選定基準)

第7条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指

定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第4条第1項の規定による申請があったときは、同条例第5条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって指定管理者の候補者を選定するものとする。

- （1） 第5条に規定する業務の事業計画書の内容が、史跡公園の効用を最大限に発揮させるとともに、当該業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （2） 第5条に規定する業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- （3） 教育委員会が行う事業に積極的に協力する者であること。
- （4） その他教育委員会が第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

（利用時間）

第8条 史跡公園の利用時間は、午前9時から午後5時まで（教育委員会があらかじめ指定する日）あつては、午前9時から午後7時まで）とする。

2 略

（利用時間）

第4条 史跡公園の利用時間は、午前9時から午後5時まで（7月1日から8月31日までの間）あつては、午前9時から午後7時まで）とする。

2 略

3 教育委員会は、第1項の規定により指定を行い、又は前項の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(利用の休止)

第9条 略

(利用の許可)

第10条 略

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1) 略

(2) 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 略

3 教育委員会は、史跡公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

3 教育委員会は、前項の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(利用の休止)

第5条 略

(利用の許可)

第6条 略

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1) 略

(2) 史跡公園の施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 略

(使用料の徴収)

第11条 略

(使用料の減免)

第12条 指定管理者は、次に掲げる場合には、使用料を減額し、又は免除するものとする。

(1)～(5) 略

2 略

(既納の使用料)

第13条 略

(行為の制限等)

第14条 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。

(1) 史跡公園の施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)～(10) 略

2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項第3号及び第6号の許可(以下「行為許可」という。)について、準用する。

(使用料の徴収)

第7条 略

(使用料の減免)

第8条 知事は、次に掲げる場合には、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1)～(5) 略

2 略

(既納の使用料)

第9条 略

(行為の制限等)

第10条 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。

(1) 史跡公園の施設又は展示物その他の資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)～(10) 略

2 第6条第2項の規定は、前項第3号及び第6号の許可について、準用する。

3 略

4 第1項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1) 管理団体が行う行為

(2)・(3) 略

(措置命令)

第15条 略

(許可の取消し)

第16条 教育委員会は、利用許可又は行為許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可又は行為許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 利用許可若しくは行為許可を受けた目的以外の目的に利用し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 利用許可又は行為許可の条件に違反したとき。

(4) 詐欺その他不正の行為により、利用許可又は行為許可を受けたとき。

3 略

4 第1項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1) 管理団体(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第113条第1項の規定による指定を受けた者をいう。)が行う行為

(2)・(3) 略

(措置命令)

第11条 略

(5) その他史跡公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(権限の委任)

第17条

第8条から第10条まで及び第14条から第16条までに規定する教育委員会の権限は、教育委員会規則で定めるところにより所長に委任する。

(規則への委任)

第18条 略

別表 (第11条関係) 略

(権限の委任)

第12条 第7条及び第8条(第1項第2号及び第5号を除く。)

に規定する知事の権限は、所長に委任する。

2 この条例に規定する教育委員会の権限は、教育委員会規則で定めるところにより所長に委任する。

(規則への委任)

第13条 略

別表 (第7条関係) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他新条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。